健保のうごき

おしらせ

令和８年１１月　　静岡県自動車整備健康保険組合

インフルエンザに備えましょう！

毎年、冬に流行する季節性インフルエンザの効果的な予防対策は「ワクチン接種」です。１００％完全に感染を防ぐことはできませんが、症状を軽くし重症化を防ぐ効果が期待できます。インフルエンザは例年１２月から翌年２月頃にピークを迎えますが、今年は８月下旬という異例の速さで全国的に流行入りしました。静岡県ではインフルエンザの流行が注意報レベルとなっており、今後さらに流行が拡大することも考えられますので、インフルエンザ予防接種をして重症化に備えましょう。

今年度よりインフルエンザ予防接種補助金額を１，０００円から１，５００円に増額、対象期間を令和８年９月１日から令和９年３月３１日までと変更いたしましたので、インフルエンザの発症予防および重症化防止のためぜひご活用下さい。詳しくは「インフルエンザ予防接種補助実施要領」又はホームページをご覧下さい。

被扶養者資格の再確認を実施しています。

この調査は被扶養者の適正な認定を行うことにより、健保組合の財政に大きな影響を与える医療費や高齢者医療制度への納付金・支援金の算出の基礎となる数値の適正化を図るための重要な調査です。締切日は１１月２０日（金）となっていますので、未提出の場合は大至急、提出をお願いします。

（調査表の提出について）

① 「健康保険 被保険者 被扶養者 調査表」を記入して下さい。
② 調査表の「収入の有無」欄は該当する方に○印を付して下さい。
③ 収入有の場合は「被扶養者収入申告書」を記入し、収入額が確認できる書類の写しを添付して下さい。
④ 調査表の「職業　学校・学年」の欄は現在勤めている場合は「職業」を、無職の場合は「無職」、学生の場合は「学校名・学年」を記入して下さい。
⑤ 「年間収入」欄は年金を含めた年間の収入額を記入して下さい。
⑥ 学生の方は、学生証又は在学証明書の写しを添付して下さい。
⑦ 同一世帯であることが認定条件である場合は、住民票（謄本）の写しを添付して下さい。

※ 一時的な収入増加により被扶養者の収入要件（１９歳以上２３歳未満・年収１５０万円未満、６０歳未満・年収１３０万円未満、６０歳以上・年収１８０万円未満）である年間収入限度額を超える場合は、所定の証明書に被扶養者を雇う事業主から証明を取得し、調査表に添付して提出して下さい。（証明書は当健保組合にありますのでご連絡下さい。）

◎ 健康保険組合の電子申請に係るｅ－Ｇｏｖへの移行、令和８年１１月を目途に導入が令和９年２月頃を目指し準備へに変更になりました。

健康保険組合の電子申請に係るｅ－Ｇｏｖへの本格導入については、９月１８日付通知文書において、令和８年１１月を目途に導入する予定とありましたが、ｅ－Ｇｏｖシステムにおいて修正や追加確認が必要であることが判明したため、本格導入時期を令和９年２月頃を目指し準備を進めることになりました。

なお、ｅ－Ｇｏｖ電子申請への具体的移行の時期等が確定しましたら改めてご案内いたします。

◎ 健康診断　人間ドック　特定健診　受けましたか？

年に一回行われる健診、今年度は受診されましたか？今まで受けていなかった方はもちろん、昨年受けた方は昨年と比較して自分の健康状態を知ることができます。健保組合では料金の一部を補助していますので毎年必ず受診して健康状態をチェックしましょう！

令和７年度から人間ドックに対する補助金額を２０，０００円から２６，０００円に引き上げました。
３５歳以上の方ならどなたでも対象となりますので積極的にご利用下さい。

◎ 医療機関や薬局では、マイナ保険証をぜひご利用下さい。

令和８年１０月における当健保組合の健康保険証の利用登録状況は、加入者数５，８３０人中、利用登録者数４，８７９件となっており、利用登録率８３．６８％の状況です．９５１人の加入者様が未登録となっていますので、現在、マイナンバーカードを取得されていない方、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録されていない方はお早めに取得・登録をお願いいたします



静岡県自動車整備健康保険組合ホームページアドレス　http://www.shizujiseikenpo.or.jp